

児童委員、主任児童委員に期待される役割

1 児童委員の役割と活動

(1) 児童委員に期待される役割

民生委員はすべて児童委員を兼ねています。児童委員は、児童福祉法（第16条）に基づき市町村（特別区を含む）の区域に置かれ、住民の立場に立ち、子どもや子育て家庭への支援活動を行なうこととされています。1947（昭和22）年に公布された児童福祉法により創設され、本（平成29）年、70周年を迎えました。

児童委員には、

- 地域の子ども、子育て家庭を支援する活動を、
- さまざまな関係機関や団体、地域住民と協力して推進し、
- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、支えあう気運づくりに取り組むことが期待されているといえます。

子どもや妊産婦、子育て家庭等の身近な支援者として、必要な相談・支援を行なうとともに、孤立しがちな子育て家庭が地域や地域住民と関わるきっかけを提供することも期待される役割のひとつです。

さらに、把握した課題について、必要に応じて関係機関や専門職につなぐとともに、連携、協働に基づく課題解決への協力もその役割です。

こうした児童委員の職務については、児童福祉法第17条に規定されています。

【参考】児童福祉法

第六節 児童委員

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。 （※下線は全民児連事務局）

児童福祉法第17条第1項各号は、活動の対象者を「児童及び妊産婦」としていますが、この点を除けば、民生委員法第14条第1項各号に定める民生委員の職務とほぼ同様の規定といえます。民生委員法にないものとして、第5号に定める「児童の健やかな育成に関する機運の醸成」があげられます。児童の健全育成のために、子育てを地域全体で支援していくための環境整備の取り組みが期待されているのです。

【参考】 民生委員法

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

(2) 民生委員が児童委員を兼ねている意義

現在、児童虐待や子どもの貧困をはじめ、子どもや子育て家庭をめぐる課題が深刻化、また多様化しています。こうした課題は、子どもと保護者、双方に対する相談支援を行なっていくだけでは解決には至りません。身近な相談相手、支援者である民生委員が児童委員を兼ねているからこそ、その双方に関わり、さまざまな機関につながり、必要な支援を総合的に提供していくことが可能となっています。

児童委員として子どもたちとかかわるなかで親の課題を把握したり、民生委員として高齢者の訪問活動を行なうなかで孫に関する相談を受けるといった事例は多くみられます。

活動の連携先でもある保育所や小中学校等は、卒業すれば子どもとの関係は切れてしまいます。しかし、民生委員・児童委員の場合はそうではありません。たとえば教育支援資金（生活福祉資金の一種）の貸し付けに関わった委員であれば、その子が卒業し、自立していくまでの期間、見守りや相談、支援を行なっていくこととなります。

このように、地域において子どもの育ちを継続的に見守っていく存在としての児童委員への期待は大きく、住民の認知度という面からもその役割を果たせるのは民生委員のみといえます。

(3) 児童委員の活動内容

児童委員の具体的な任務や心構え、活動のあり方などについては、「児童委員の活動要領」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されており、とくに次の6点があげられています（第4章「資料編」参照）。

①地域の子どもと子育て家庭をめぐる課題を把握すること（実情の把握と記録）

日頃の見守り活動や、市区町村や児童相談所等の関係機関との連携、情報共有により、地域における子どもや子育て家庭をめぐる課題を把握するとともに、支援を必要とする子どもや子育て家庭等を把握します。また、把握した問題や状況等については、その後の活動に活用するため、適切に記録を行ないます。（次頁「児童委員活動の記録」参照）

②子どもや子育て家庭の相談に応じ支援すること（相談・支援）

子どもや子育て家庭とのかかわりのなかで相談に応じ、必要に応じて福祉サービス等の情報提供や関係機関の支援が受けられるよう、つなぎ役、橋渡し役となります。

③児童の健全育成のための地域活動を展開すること（児童の健全育成のための地域活動）

児童館や放課後児童クラブ、子ども会等の関係機関・団体と連携し、地域住民の参加も働きかけつつ、児童の居場所づくりや体験活動などの健全育成に関わる活動を展開します。こうした取り組みは、民生委員法にはない児童委員の役割といえます。

④児童虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止に努めること（児童虐待への取り組み）

日頃から子育て家庭の相談に応じるとともに、児童虐待の発生予防に努めます。また、地域住民も含め、関係機関・団体と連携して虐待の早期発見、早期対応に取り組むとともに、一時保護所や児童養護施設等を退所した児童やその家族についても定期的な相談や地域での見守り活動を進め、虐待の再発防止に取り組めます。

⑤子どもと子育て家庭をめぐる課題の改善に向けた意見具申を行なうこと（意見具申）

日頃の見守り活動や、子ども、子育て家庭からの相談によって把握した課題を改善するために、市区町村長等からの求めに応じた意見具申を行なうとともに、必要な関係機関等に民児協を通じた意見具申を行ないます。

⑥支援が必要な子どもや子育て家庭を適切な関係機関へ連絡通報すること（連絡通報）

保護者のいない子どもや虐待を受けていると思われる子ども、また支援が必要な妊産婦やひとり親家庭などを発見したり、相談を受けた場合には、速やかに市区町村や児童相談所、福祉事務所、保健所などの適切な関係機関へ連絡通報します。

(4) 児童委員活動の記録

民生委員活動においては、何らかの支援を必要とする個人や世帯の状況、さらに相談・支援の過程を記録し、継続的な相談・支援活動のための資料として「福祉票」（名称は地域ごとに異なる場合あり）を整備することとされています。一方、児童委員としての子どもや子育て家庭の支援についての記録の必要性も同様であり、それは、「児童票」（12-13頁参照）に記録することとされており、前述した「児童委員の活動要領」にその様式が示されています。

① 児童票作成にあたっての留意点

- ・ 児童票は何らかの支援を必要とする個人や世帯について作成するものです。そのため、個人や世帯の状況調査を目的として使用するものではありません。
- ・ 児童票の作成に際しては、個人や世帯に、その目的や取り扱い（個人や世帯の支援を目的としたもので、目的外の使用は行なわないこと。また、記載事項の秘密が守られること、など）について伝える必要があります。
- ・ 支援が完了した場合には、児童票は廃棄されること、また支援が長期にわたる場合で、担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合には、交替した委員に引き継がれることも伝えておくことが適当です。
- ・ なお、児童票の作成について拒否された場合（書面化を断られた場合）は、無理に作成すべきではありません。

② 児童票への記載内容について

- ・ 児童票への記載に必要な情報の把握は、必ず担当する児童委員が自ら行なうことが大切で、「うわさ」や「伝聞」は記載すべきではありません。
- ・ また、支援に直接関係のない事項や、本人から記載を拒否された内容については記載すべきではないことは「福祉票」の場合と同様です。

③ 児童票の保管と引き継ぎについて

- ・ 児童票には個人や世帯のプライバシーに関わる事項が記載されていることから、その保管は適切に行なう必要があります。
- ・ また、活動に際して児童票を持ち歩いたり、紛失しないよう留意する必要があります。
- ・ 児童票そのものを会議等の場に資料として提供したり、他者に見せることは、本人との信頼関係、またプライバシー保護の観点から厳に慎む必要があります。
- ・ 支援が完了した時点で、児童票はシュレッダーで断裁する等、適切に処分することが大切です。支援が終了した世帯の児童票をいつまでも保管しておくことは望ましくありません。
- ・ 担当児童委員がやむを得ない事情で退任し、新たな委員に交替する場合、適切に後任委員に引き継ぎ、継続した支援が行なわれるよう留意します。

児童票：児童委員の活動要領

(別 添)
 No. _____ 児 童 票

I ケース処理開始の状況

受付経路	1. 発見 2. その他 ()	開 始 年月日	平成 年 月 日
申請者 氏 名		児童との 関係又は 続柄	
連絡先	TEL () 番		

II 児童・家族の状況

氏 名		現住所	都道 府県	市 郡 区	町 村	番地 番
ふりがな			TEL ()			
出 生 年月日	昭和 平成	年 月 日	就学等 の状況	就学中(校 年) 就労中() その他()		
保護者 氏 名	(児童との続柄：)		保護者 の住所	都道 府県	市 郡 区	町 村 番地 番
家 族 の 状 況	氏 名	年齢	続柄	備 考		
		歳				

(5) 児童委員に協力が求められていること

民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に記された職務のみならず、さまざまな法令により協力が求められている事柄があります。とくに、児童委員として求められている事項には以下のようなものがあります。

①母子および父子、寡婦の福祉に関する協力

福祉事務所に配置される母子・父子自立支援員は、母子家庭および父子家庭、寡婦からの身上相談に応じたり、その自立に必要な指導などを行っていますが、職務遂行上、民

②児童虐待にかかる通告等の役割

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）では、虐待を発見した地域住民等が児童相談所等に通告する際、児童委員がその仲介役となることが規定されています。

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
（※下線は全民児連事務局）

また、平成19年の児童虐待防止法の改正により、効果的に子どもの安全確認を行なうための選択肢のひとつとして、出頭要求や立ち入り調査等の条項が設けられ、都道府県知事が児童虐待が行なわれている恐れがあると認めるときに、児童委員等に必要な調査等の要請ができる旨の規定が新たに設けられました。

【児童虐待の防止等に関する法律

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 （略）

（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 （略）

（※下線は全民児連事務局）

2 主任児童委員の役割と活動

(1) 主任児童委員に期待される役割

主任児童委員制度は平成6年1月に創設されました。児童虐待や非行、いじめ、不登校等の課題を抱えた家庭に対する相談、援助活動を行なう児童委員への期待が高まる一方、高齢化の急速な進行のなかで、民生委員・児童委員活動の多くを高齢者の相談支援に充てざるを得ない状況を踏まえ、全民児連を含む関係者より、児童委員活動に専念できる民生委員・児童委員配置の必要性に関する指摘を受けて創設されたもので、平成13年に法定化されました。

主任児童委員も民生委員・児童委員の一員であり、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する（主に任ずる）民生委員・児童委員です。原則として区域を直接担当することはせず、市区町村や児童相談所、学校等の関係機関との連絡窓口となって、区域を担当する民生委員・児童委員との連絡調整役としての活動などを行ないます。地域で発生した個別事案についても、随時、区域担当の民生委員・児童委員と連携を図りながら支援に協力します（児童福祉法第17条）。

(2) 主任児童委員の活動内容

主任児童委員の活動内容についても、前述の「児童委員の活動要領」に示されており、民生委員・児童委員としての活動に加え、以下の3点が示されています。

① 関係機関との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童および児童を取り巻く家庭環境、社会環境について民生委員・児童委員と連携して詳細な情報収集を行ないます。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関し、関係者と密接に連携し、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを地域ぐるみで行なうための啓発活動に取り組むこととされています。

② 民生委員・児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案に係る調査・支援等の依頼は、原則として児童委員に対して行なわれますが、その活動に対し、積極的に協力することとされています。

また、状況によっては、主任児童委員自らが個別事案を扱うことが望ましい場合もあると考えられます。そうした場合には、区域を担当する民生委員・児童委員と連絡・調整を図りながら主体的に対応していくことが求められています。

③民生委員・児童委員としての活動

前記のとおり、主任児童委員も民生委員・児童委員の一員です。主任児童委員が民生委員・児童委員として果たすべき役割については、生活保護法や身体障害者福祉法、老人福祉法等の行政事務への協力では制度の周知にとどめ、これらの法律による援助・協力が必要な世帯を把握した場合には、速やかに当該区域の担当民生委員・児童委員に連絡して必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯への指導援助等を行わないことが原則とされています。

3 民生委員・児童委員、主任児童委員の連携・協働の重要性

今日、子どもや子育て家庭をめぐる課題が複雑、多様化するなか、1つの世帯において複合的な課題を抱え、幅広い関係者の連携による支援が必要な場合も多くなってきています。たとえば、育児と同時に高齢の親の介護を行なう「ダブルケア」などはその一例です。

そうしたなかであって、とくに主任児童委員には日頃より関係機関と顔の見える関係を構築しておくことが期待されています。主任児童委員は単位民児協の区域全体を活動範囲としているともいえます。そのため活動範囲が広く、個々の世帯の詳しい状況やその変化を把握するのは難しい面があります。そのため、個々の世帯の状況把握や継続的な見守り支援については区域担当の民生委員・児童委員が主に担うことが期待されています。主任児童委員はそうした区域担当の民生委員・児童委員の活動を支援し、必要に応じて関係機関の迅速な支援が得られるよう、民児協の窓口となって関係機関と風通しの良い関係を日頃からつくっていくことが期待されているのです。

民生委員・児童委員と主任児童委員、それぞれが期待される役割を果たしつつ、適切に情報を共有し、協働できてこそ、地域の子ども・子育て支援が可能になるといえるのです。



4 児童委員協議会の役割

(1) 児童委員協議会とは

民生委員協議会は、児童委員協議会でもあります。「児童委員の活動要領」では、児童委員相互の連携の強化や任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会（単位民協）ごとに児童委員協議会を組織することとしています。つまり民児協は、民生委員協議会と児童委員協議会という2つの性格を併せもっているといえます。

児童委員協議会としての民児協においては、事例研究等を通じて、児童委員活動の充実強化を図ることがその役割とされています。

児童委員の活動要領

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に則した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連携をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

(2) 児童委員活動の推進のために期待される取り組み

児童委員協議会でもある民児協活動の一層の充実に向けて、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）では、以下のような取り組みを提案しています。

①単位民児協に期待される取り組み

- 民児協のメンバー全体の意識を高めることによる児童委員（協議会）活動の促進と主任児童委員の活動支援
- 民児協内において、主任児童委員がその役割を一層果たすことができるような体制づくり
- 関係機関や住民等への児童委員、主任児童委員の周知促進

②連合民児協での対応が期待される取り組み

- 単位民児協ごとでは困難な児童委員、主任児童委員の支援体制整備や研修の充実
- より広域での児童委員、主任児童委員活動の牽引

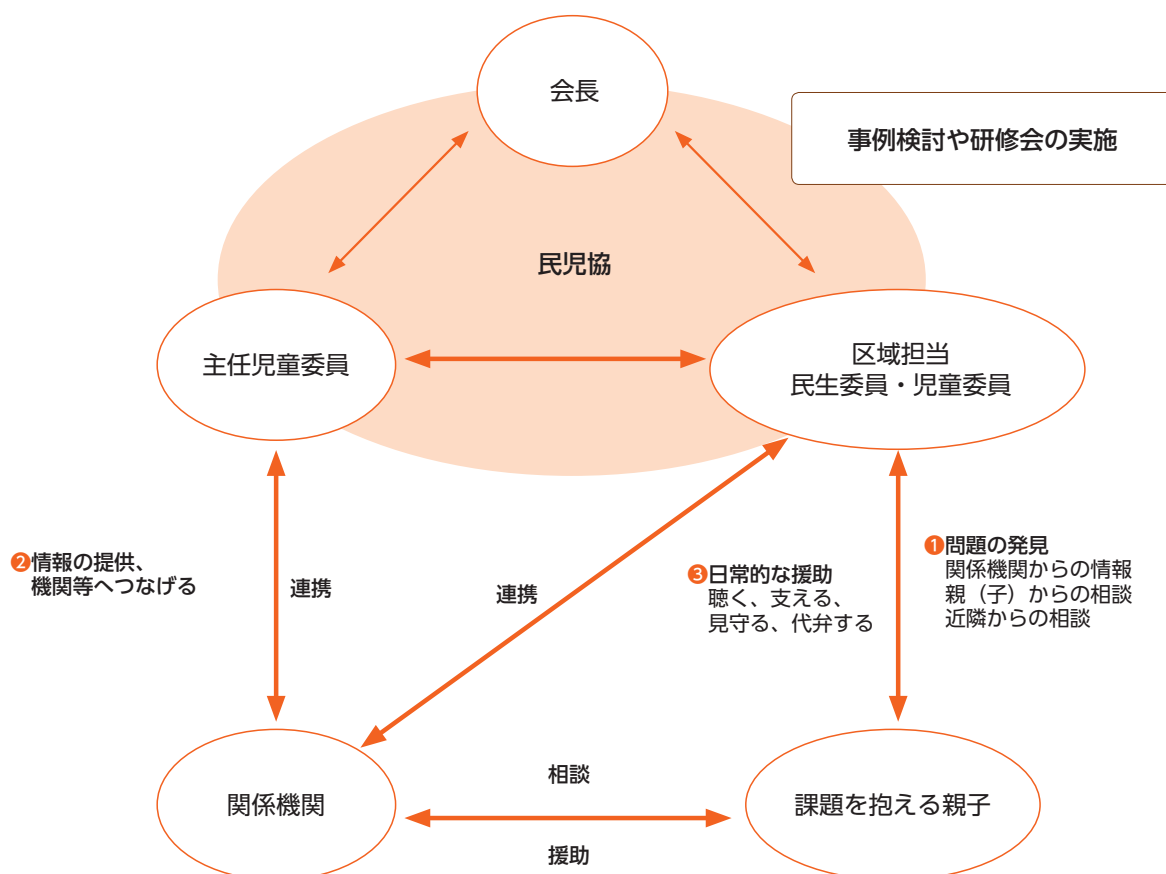
(3) 民児協として連携すべき機関

民児協において大切なこととして、民生委員・児童委員と主任児童委員の連携とともに、関係機関との連携があります。とくに関係機関との連絡調整のためには、民児協内において会長を中心とした連携の仕組みを構築しておくことが大切といえます。

たとえば、課題を抱える親子への支援などに際し、経験の浅い民生委員・児童委員は判断に悩むことも多いと考えられますが、民児協内で会長や主任児童委員との連携体制が構築されていれば、チームでの対応を協議し、また必要に応じて複数の委員で支援にあたるなど、より適切な対応をとることが可能となり、委員の不安の軽減にもつながります。

さらに虐待をはじめ、専門的な支援が必要と考えられる際には、行政の関係部署や児童相談所との連携が必要となります。その際、先方との連絡窓口を誰が担うのかをはじめとして、あらかじめ連携体制を確立しておくことが、実効性ある支援のためには重要となるのです。

◆民児協内の連携・組織対応の推進

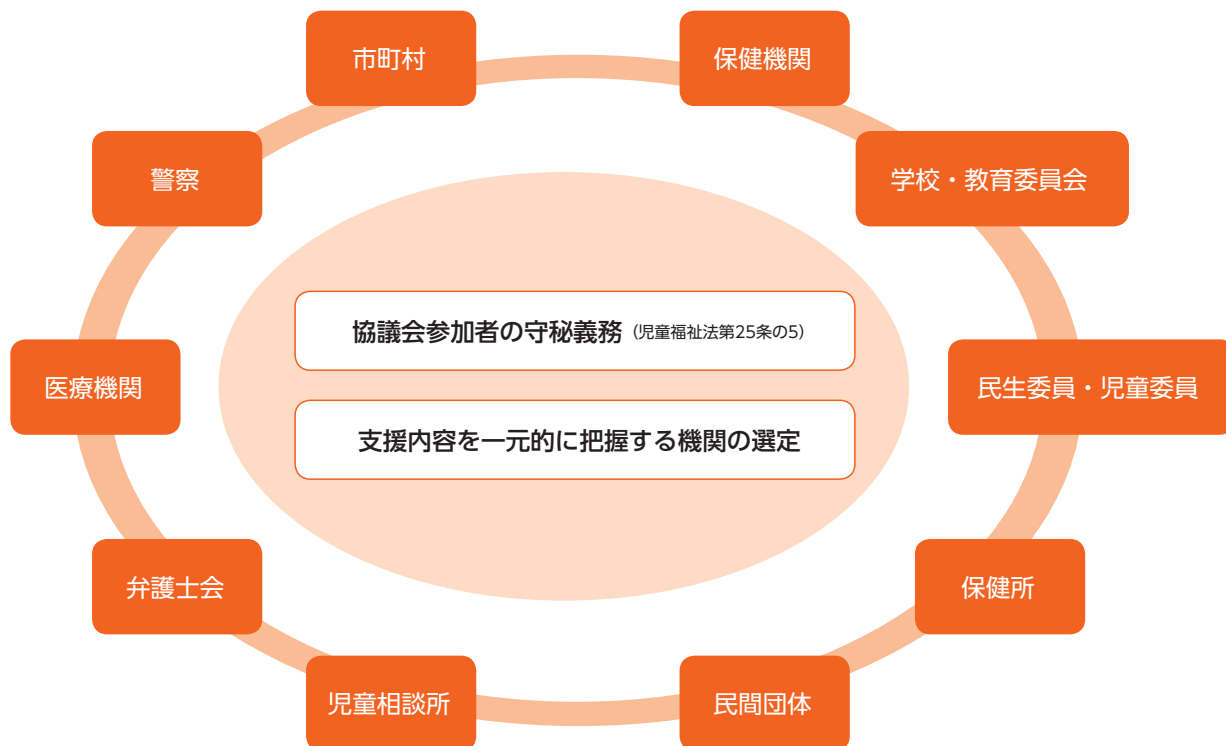


子どもや子育て家庭の支援にあたって連携すべき機関としては、市区町村や保健機関（保健センター）、学校・教育委員会、保育所、児童相談所、医療機関、警察、民間団体など、多くの機関が想定されます。

地域の子どもたちを見守るネットワークとして法定化されている要保護児童対策地域協議会においても、こういった機関・関係者との連携が例示されています。

とくに学校については、これまで民児協としては校長や教頭などとの情報交換が中心となっていました。その一方で人事異動による関係維持の難しさも指摘されていました。最近ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置が進められており、そうした専門職との連携や養護教諭との連携なども、今後重要となっています。

◆要保護児童対策地域協議会の構成員（例示）



※厚生労働省「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」より

多様化、深刻化する子ども、子育て家庭をめぐる課題に対する民児協の取り組みを進めていくうえでは、まずはすべての民生委員が児童委員であることの意識を高めていくことが大切といえます。

一部の民児協では、子どもや子育て家庭に対する支援を主任児童委員に一任するといった事例も見られますが、そうではなく、すべての民生委員が児童委員として、連携、協力した取り組みを進めていくことが大切なのです。

そうしたなかにおいて、それを支える児童委員協議会の役割も重要となっており、毎月の定例会において事例検討や主任児童委員からの報告を定例化するなど、民児協として子どもや子育て家庭の支援についての情報を共有し、より良い活動を考えていくことが重要になっています。